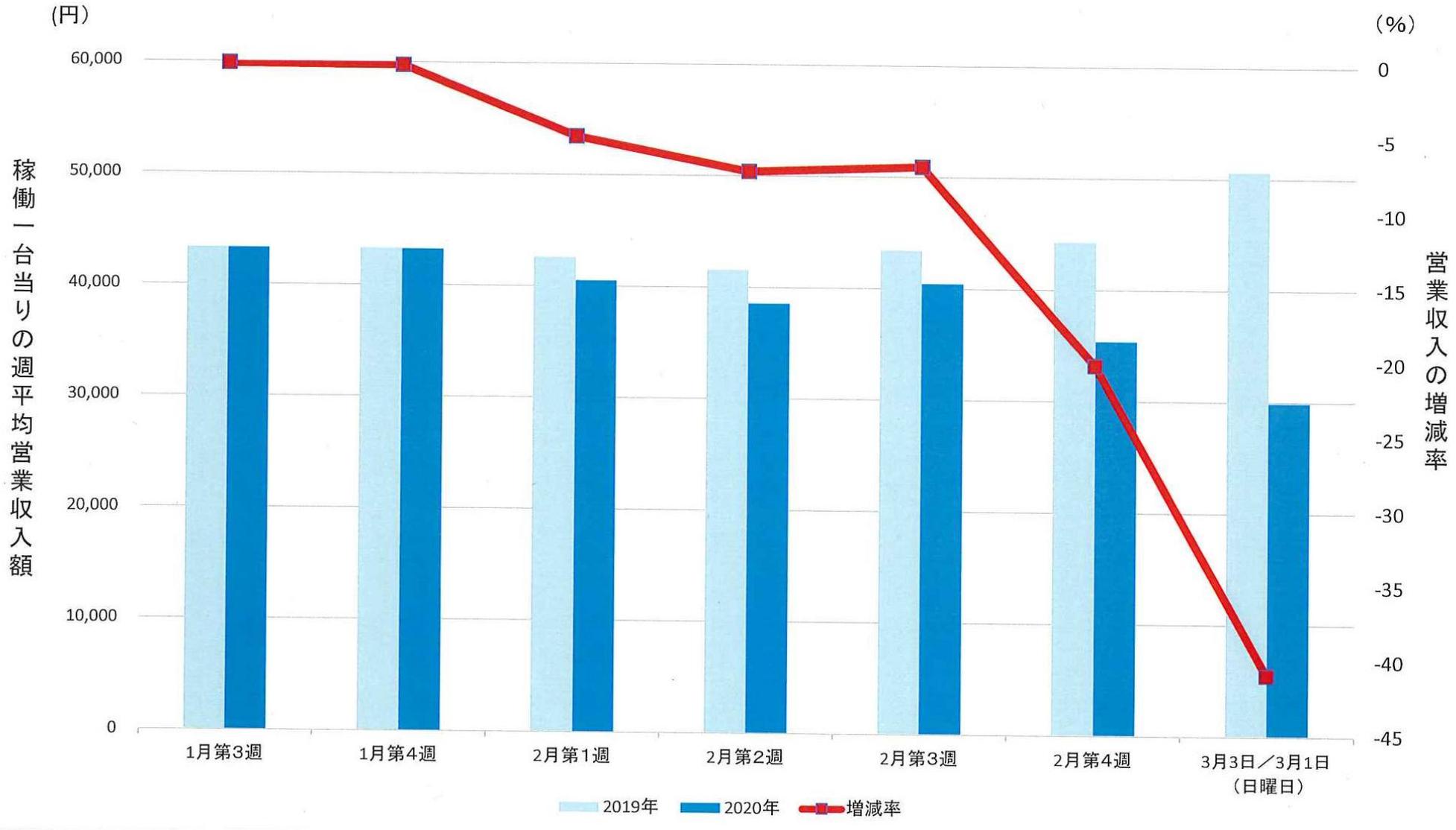
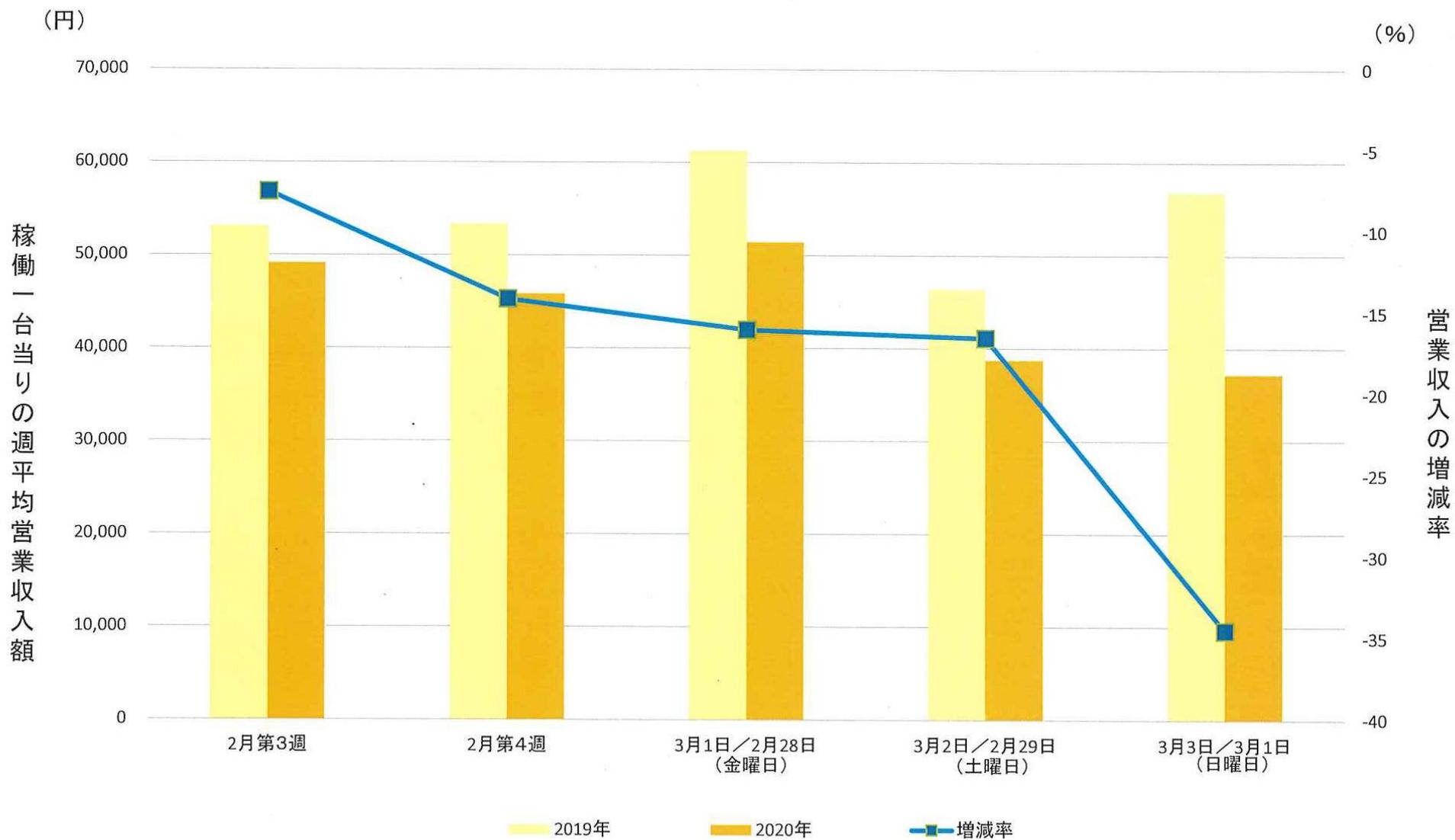


# 東京A社(タクシー約150台)の営業収入状況



# 東京B社C営業所(タクシー約1000台)の営業収入状況



資料 2

タクシー・ハイヤー業界における新型コロナウイルスの影響状況調査(〇月〇〇日時点)

事業者名: (保有車両数: 両) タクシー ・ ハイヤー  
 住所:

①令和2年1月～4月の収入 予測金額と各前年度実績額 を教えてください。 ※単位は千円	1月		2月		3月		4月	
	H31年度実績	R2年度実績	H31年度実績	R2年度実績	H31年度実績	R2年度予測	H31年度実績	R2年度予測
②令和2年1月～4月のキャン セル件数を教えてください。								
③ ②のうち、インバウンド又 は旅行会社経由のキャンセ ル件数を教えてください。	インバウンド		インバウンド		インバウンド		インバウンド	
	旅行会社経由		旅行会社経由		旅行会社経由		旅行会社経由	
④御社において資金繰りで 困っている状況があれば教 えてください	.....。(例:銀行に緊急の借り入れをした、資金がショートした等)							
⑤御社において、雇用状況 について対応されたことがあ れば教えてください。	.....。(例:休職を実施している、解雇を行った等(具体的な人数が分かれば合わせて記載))							
⑥タクシー業界として要望す べき経済対策についてご意 見があればご記入してくださ い。	.....。(例:政府系金融機関の融資緩和(貸出上限、大企業でも貸出可能とする等)など)							

※タクシー・ハイヤーのいずれか該当するものを○で囲ってください。  
 ※タクシー・ハイヤーの両方を営んでいる場合はそれぞれについて回答ください。(計2枚提出)  
 ※記載が困難な箇所は空欄にしてください。

資料 3

# 運輸支局等の継続検査の件数

(千件)

	平成31年1月	平成31年2月	平成31年3月	平成31年4月
継続検査	1,612	1,918	2,406	1,691
継続検査(指定工場)	1,238	1,479	1,859	1,249
継続検査(OSS)	290	360	456	280
継続検査(持込検査)	374	439	547	442

◆ 認証工場数 91,788工場

◆ 指定工場数 30,104工場

※ 国土交通省データ(平成31年3月)

➤ 整備関係従業員数 536,493人

※ 自動車分解整備業実態調査結果(日整連)(令和元年6月時点)

# 自動車登録手続件数

(千件)

	平成31年1月	平成31年2月	平成31年3月	平成31年4月
①新規登録	314	383	524	327
②移転登録	459	539	830	508
③変更登録	85	98	149	114
④永久抹消登録	50	16	28	10
⑤一時抹消登録	263	319	611	294
計	1,171	1,355	2,142	1,253

①新規登録:登録を受けていない自動車の登録(新車)

②移転登録:所有者の名義変更

③変更登録:引っ越しによる住所変更

④永久抹消登録:自動車の解体

⑤一時抹消登録:自動車の一時使用中止

※例えば、自動車ディーラーによる車両の下取りがあった場合は、②移転登録及び⑤一時抹消登録を同時に申請するケースがある。(1台で2件の申請)

資料 5

代理店の皆さま

2020年2月28日

■■■■■■■■■■  
保険株式会社

### 自賠責保険の取扱いに係る特別措置（新型コロナウイルス感染症対策）のご連絡

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、車検伸長を実施する旨のニュースリリースがあったことを受け、自賠責保険継続契約について特別措置を実施することになりましたので、下記のとおりご連絡いたします。

#### I. 契約者に対する特別措置について

##### 1. 特別措置の適用

この特別措置は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、道路運送車両法第 61 条の 2 の規定に基づいて自動車検査証の有効期間が延長された下記対象地域に使用の本拠を有する自動車等について、**当該自動車等の契約者（個人・法人の別を問わない。）から、書面（別紙）により本特別措置の申請があり、かつ保険会社の承諾があった場合に適用します。**

＜伸長対象地域＞  
全国

#### 2. 特別措置の具体的な内容

##### (1) 継続契約の締結手続の猶予

###### 〔検査対象車〕

道路運送車両法第 61 条の 2 の規定に基づき自動車検査証の有効期間の満了日が延長された自動車に付保された保険契約であり、2020 年 2 月 28 日から 2020 年 4 月 30 日までに保険期間の終期が到来する保険契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020 年 4 月 30 日を限度として、猶予します。

###### 〔検査対象外車〕

2020 年 2 月 28 日から 2020 年 4 月 30 日までに保険期間の終期が到来する保険契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020 年 4 月 30 日を限度として、猶予します。

##### (2) 継続契約の保険料払込みの猶予

2020 年 2 月 28 日から 2 ヶ月後の末日（2020 年 4 月 30 日）までに契約者が払込むべき継続契約の保険料の払込みを、2 ヶ月後の末日（2020 年 4 月 30 日）まで猶予します。

#### 3. 契約者に対する特別措置に関する留意事項

##### (1) 特別措置適用対象者

契約者等（契約者、使用の本拠）の状況から、特別措置適用の有無を整理した表は次のとおりです。

※現時点で災害救助法の適用はありません。

別紙

年 月 日

保険株式会社 御中

(保険契約者)

住所

氏名

(印)

※署名または記名・押印

## 保険契約者に対する特別措置適用申請書 (自賠償保険)

特別措置の適用を受けたく、下記のとおり申請いたします。

記

## 1. 特別措置を適用する保険契約

前契約 の内容	証明書番号	
	保険期間	年 月 日から 年 月 日 ( カ月 )
継続契約 の内容	自動車の番号 (車台番号)	( )
	証明書番号	
	保険期間	年 月 日から 年 月 日 ( カ月 )
	保険料	円

## 2. 希望する措置の内容

A. 継続契約の締結手続を 年 月 日まで猶予すること。  
 なお、本措置の申請にあたって、猶予された期日までに当該契約の締結手続を行わなかった場合は、本措置が適用されないことを承諾します。

B. 保険料の払込みを 年 月 日まで猶予すること。

なお、本措置の申請にあたって、次の事項を承諾します。  
 (1) 保険金、仮渡金または損害賠償額の支払いがある場合には事前に保険料を支払うこと。  
 (2) 上記措置 A も併せて申請している場合、上記 A の猶予期間内に継続契約の締結手続を行わなかったときは、本措置が適用されないこと。

## 3. 申請する理由

以 上

年 月 日

殿

保険株式会社

(印)

## 保険契約者に対する特別措置適用承諾書 (自賠償保険)

ご申請のとおり、特別措置の適用を承諾いたします。

以 上